

厚生労働省佐賀労働局発表  
平成24年11月30日（金）

【照会先】  
厚生労働省佐賀労働局総務部企画室  
企画室長 直塚 孝明  
労働紛争調整官 貞木 竜成  
（電話 0952-32-7167）

## 平成24年度上半期における個別労働紛争解決制度の利用状況

### ～引き続き高水準。個別労働紛争相談、助言、あっせん利用は大幅増～

#### 〈平成24年度上半期の佐賀労働局の実績〉

- ① 相談は3,830件（対前年同期比2.7%減）あり、そのうち個別労働紛争相談は1,107件（同**20.7%増**）ありました。
- ② 民事上の個別労働紛争相談のうち、「助言・指導」申出受付件数は57件（同**67.6%増**）ありました。
- ③ また、「あっせん」申請受理件数は50件（同**13.6%増**）でした。

※ 「助言・指導」とは、労働局の職員が、紛争の相手方に対し、問題点を示すなどにより、解決のためのアドバイスをする労働局独自のサービスのことです。  
「あっせん」とは、佐賀紛争調整委員会（大学教授、弁護士などで構成）の委員が、双方の間に入って、和解のための話し合いを手伝うサービスのことです。

個別労働紛争解決制度は、『個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律』の施行に伴い、平成13年10月からスタートしました。

本制度による総合労働相談コーナーは、佐賀労働局総務部企画室のほか、県内四箇所の労働基準監督署内（佐賀・唐津・武雄・伊万里）にも設置されています。

総合労働相談コーナーでは、あらゆる分野の労働問題について、法令制度、判例、他の解決機関に関する情報提供を行っております。

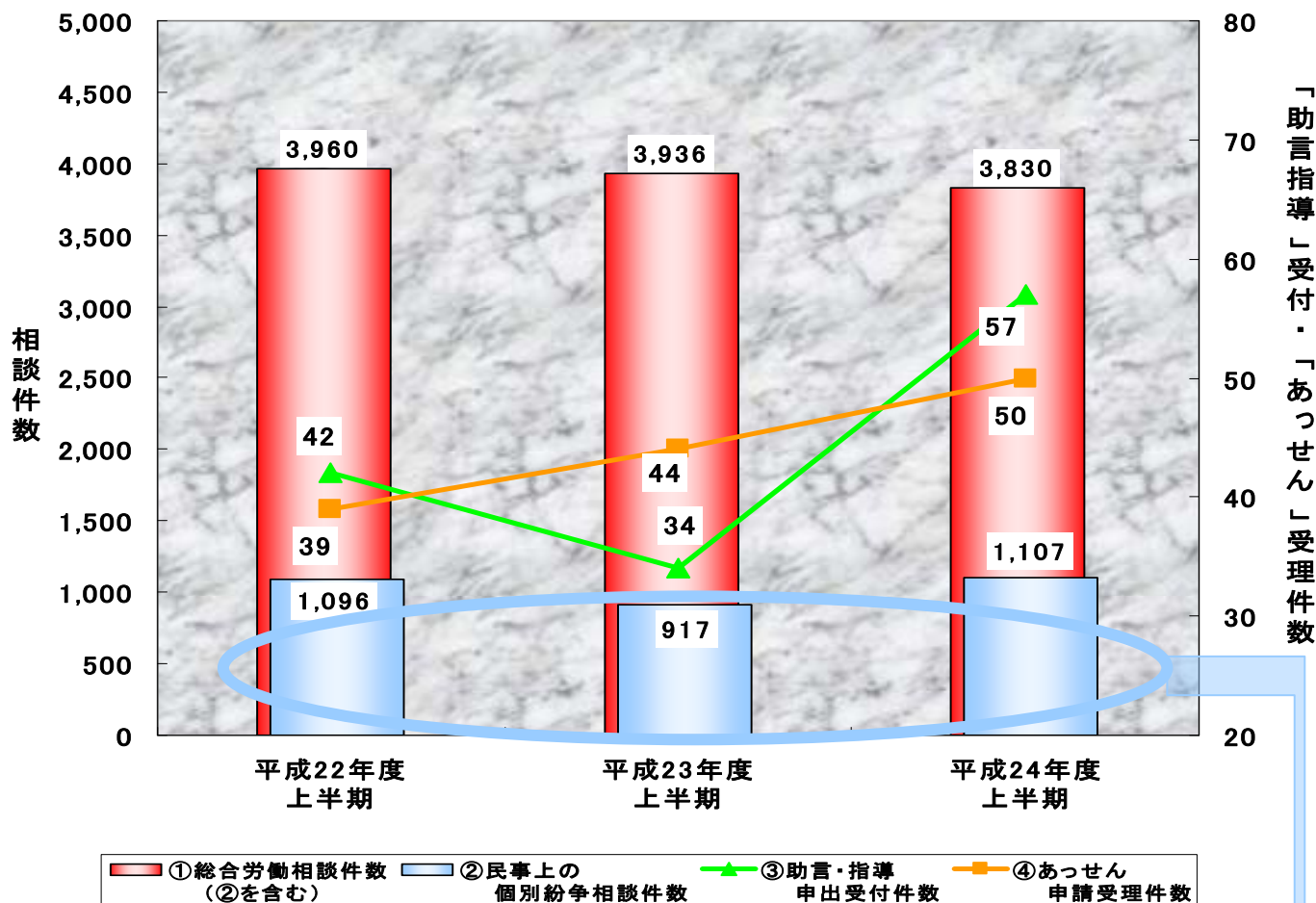
さらに、民事上の個別労働紛争に関する相談については、希望により「助言・指導」「あっせん」という紛争解決のための二つのサービスを提供しています。

この制度利用のメリットは、法的強制力は無いながらも、① **秘密(非公開)のうちに、② 簡単に、速やかに、③ 無料**で解決が図れるところです。

また、相談についても、秘密を堅く守っておりますし、費用も予約もいりませんので、安心してご利用いただいているところです。

もちろん、「助言・指導」、「あっせん」を含め、事業主側からも利用できます。お困りの時は、まずは、電話でお気軽にご相談ください。

# 個別労働紛争解決制度利用状況（佐賀労働局）

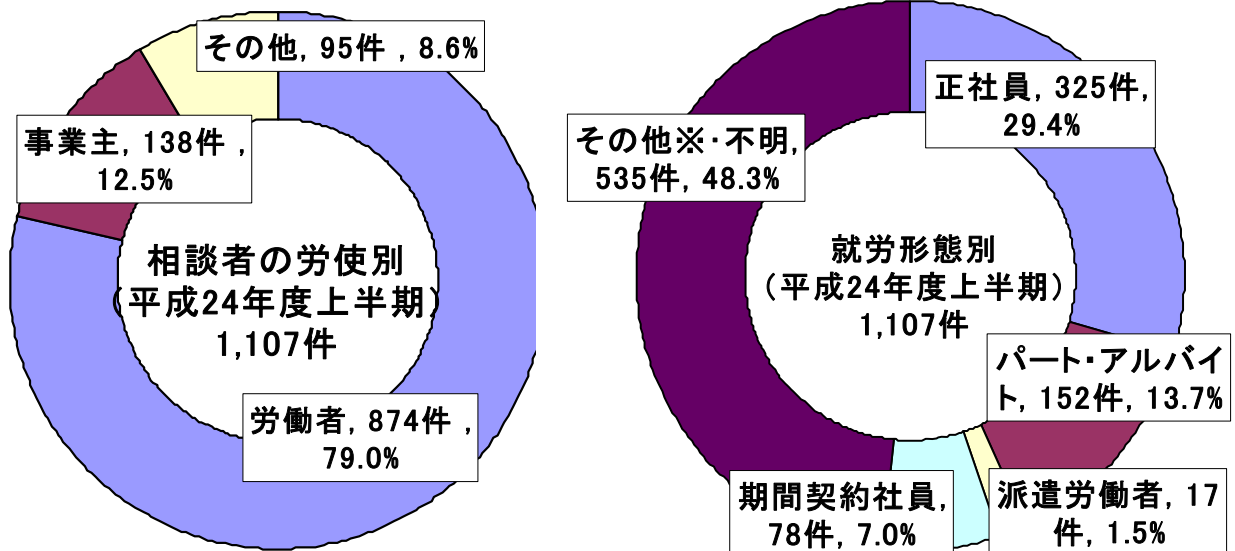


	①総合労働相談件数 (②を含む)	②①のうち民事上の 個別紛争相談件数	③②のうち助言・指 導申出受付件数	④②のうちあっせん 申請受理件数
22年度	7,598	2,095	82	82
23年度	7,642	2,065	70	81

## 民事上の個別労働紛争相談内容の推移

	平成22年度上半期	平成23年度上半期	平成24年度上半期
第1位	普通解雇 (206件)	普通解雇 (189件)	いじめ・嫌がらせ (190件)
第2位	いじめ・嫌がらせ (167件)	いじめ・嫌がらせ (162件)	普通解雇 (160件)
第3位	退職勧奨 (135件)	自己都合退職 (129件)	自己都合退職 (155件)

# 民事上の個別労働紛争相談件数の労使別・就労形態別 内訳の推移（全体比）



※「その他」とは日雇いなど

佐賀労働局長の助言・指導  
佐賀紛争調整委員会によるあっせん  
手続き終了状況

## 平成24年度上半期の助言・指導結果（終了57件中）

助言・指導を実施(53件)			
打切り、取下げ、労働者の死亡又は企業の消滅(4件)			
(処理期間) 1ヶ月以内:57件    2ヶ月以内:0件    3ヶ月以内:0件    3ヶ月超え:0件			

## 平成24年度上半期のあっせん結果（終了52件中）

あっせん手続き不参加(25件)	あっせん不開催	被申請人の不参加により打切り(25件)	
		あっせん開催前に合意(1件)	合意(17件)
あっせん手続き参加(22件)	あっせん開催	あっせんの場で合意(16件)	不合意(5件)
		あっせんが開催されたが不合意(5件)	
取下げ(5件)			
(処理期間) 1ヶ月以内:39件    2ヶ月以内:12件    3ヶ月以内:0件    3ヶ月超え:1件			

被申請人があっせんの手続きに参加した割合：42.3%

うち合意に至った割合：77.2%

## 助言・指導及びあっせんの事例

### 助言・指導の例

#### 【普通解雇に関する紛争】

(申出内容)

所属長と口論の末「帰れ。辞めさせる。」と言われ、その翌日話し合おうとしても会ってくれないし、社長に解雇かどうか確認を求めても、「現場で話し合ってくれ」と取り合ってくれない。

職場復帰を望むし、自分から退職するつもりもないが、解雇したつもりなら、補償してもらいたいので、解決に向けた話し合いについて助言願う。

(結果)

被申出人(本社人事担当)に対し、話し合いによつての解決を図るよう助言したところ、補償金を支払つての解雇の方向で解決することとなった。

### あっせんの例

#### 【いじめ・嫌がらせに関する紛争】

(申請内容)

入社以来、所属長から性格や容姿のことからかわれ続けてきた。





ついには、業務指示に関する誤解が生じて、あいさつも返してくれず、無視されるようになり、精神的に追い詰められ退職せざるを得なくなった。慰謝料を求めたい。

(結果)

被申請人(事業主)は「悪意はなかったにしても行き過ぎた部分があったことは認める。所属長に注意指導し謝罪もさせた。申請人には他業務への異動や転勤など辞めなくていいように配慮してきた。」とのこと。

あっせん委員による調整の結果、被申請人(事業主)より申請人に対し解決金を支払うことで合意文書の作成が行われた。

## 厚生労働省佐賀労働局管内の総合労働相談コーナー

相談窓口	所在地・電話番号
佐賀労働局総合労働相談コーナー 	佐賀市駅前中央3-3-20佐賀第二合同庁舎3階(佐賀労働局企画室内) Tel:0952-32-7167 Fax:0952-32-7159
佐賀総合労働相談コーナー 	佐賀市駅前中央3-3-20佐賀第二合同庁舎3階(佐賀労働基準監督署内) Tel:0952-32-7133 Fax:0952-32-7157
唐津総合労働相談コーナー 	唐津市千代田町2109-122(唐津労働基準監督署内) Tel:0955-73-2179 Fax:0955-74-6583
武雄総合労働相談コーナー 	武雄市武雄町昭和758(武雄労働基準監督署内) Tel:0954-22-2165 Fax:0954-22-2168
伊万里総合労働相談コーナー	伊万里市立花町大尾1891-64(伊万里労働基準監督署内) Tel:0955-23-4155 Fax:0955-23-4157